

京都府保健医療計画の改定について

1 改定の趣旨

急速な少子・高齢化の進行や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、医療従事者の地域偏在等の課題に対応し、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、安全で良質な医療を提供する体制を整備していくために改定する。

2 次期計画の検討体制

- 府医療審議会に「計画部会」を設置（R5.5月設置）
- 個別テーマを検討する 19 協議会（ワーキンググループを含む）での議論も踏まえ、次期計画案を検討。二次医療圏ごとに地域課題を検討する「地域保健医療協議会・地域医療構想調整会議」を設置。

3 改定の主なポイント

基本となる3つの柱に沿って、これまでの取組を充実・強化し、新たな課題等に対応。

(1) 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備

- ・ 医師の働き方改革に係る勤務環境の整備に向けた取組を推進 新
- ・ 薬剤師が不足する業態（特に病院薬剤師）における薬剤師の確保 新
- ・ 府立看護学校において高度医療や地域医療に対応できる教育環境を整備し、質の高い看護師の養成や北部地域の卒後教育、キャリア支援を実施 新

(2) 府民・患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立

- ・ 新興感染症に関する事項を追加し、既存の5疾病・5事業等についても、新興感染症まん延時において、感染症対策との両立ができるような体制を構築 新
- ・ 医療的ケア児を含め、地域の子どもの健やかな成育が推進できるような支援体制の充実 新
- ・ ドクターヘリ・ドクターカーについて効率的な活用ができるような体制を検討 新

(3) 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供

- ・ 健康に関心の薄い人も含め、ICTの活用等、自らが無理なく健康な行動をとれるような環境づくりの推進 新
- ・ オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上を推進(周術期患者や在宅療養者の口腔管理等) 新
- ・ 幼少期からの妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発による、妊娠前からの適切な健康管理の推進 新
- ・ がん患者や家族等の療養生活を支えるためのアピランス等の支援を検討 新

4 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

5 計画の策定スケジュール（今後の予定を含む）

時 期	内 容
R 5年 5月	・医療審議会 次期計画を検討する『計画部会』を設置
7月20日	・第1回計画部会 現行計画の進捗状況、次期計画の骨格案を中心に議論
8月18日	・第2回計画部会 5疾病、その他の疾病対策等を中心に議論
8月28日	・第3回計画部会 6事業、在宅、従事者確保等を中心に議論
10月16日	・第4回計画部会 素案の審議
11月9日	・第5回計画部会 中間案の審議
11月20日	・医療審議会 中間案の報告
12月	・12月議会報告（中間案） ・パブリックコメント、市町村・団体意見照会
R 6年 1月	・パブリックコメント等による修正
2月	・医療審議会（最終案の審議・答申） ・2月議会報告（最終案）
3月	京都府保健医療計画策定

京都府保健医療計画 改定のポイント

第1部 総論

次期計画の構成(案)	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第1章 計画策定の趣旨	
第2章 計画の性格と期間	○令和6年度から令和11年度までの6か年計画
第3章 計画の基本方向	
第4章 医療圏の設定	
第5章 基準病床数	

第2部 各論

次期計画の構成(案)	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備	
1 保健医療従事者の確保・養成	<p><医師> ○「医師確保計画策定ガイドライン」の内容に基づくキャリア形成プログラムの策定等 ○医師の働き方改革に係る勤務環境の整備に向けた取り組み</p> <p><歯科医師> ○医科歯科連携の更なる推進</p> <p><薬剤師> ○薬剤師不足地域における薬剤師の確保、偏在の緩和、病院薬剤師確保</p> <p><看護師等> ○養成の充実、確保・定着、質の維持・向上、再就業支援</p> <p>■《地域医療対策協議会(京都府医療対策協議会)》で検討 ■《京都府看護師等確保対策推進協議会》で検討</p>
2 リハビリテーション体制の整備	<p>○急性期から回復期、維持・生活期までの継続したリハビリテーション提供体制を充実 ○リハビリテーション専門医・サポート医、リハビリテーション専門職等を確保・育成</p>
3 外来医療計画	<p>○「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」に基づく在宅医療の推進</p>
第2章 府民・患者本位の安心・安全な医療体制の確立	
1 医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供	<p>○医療事故等の予防やサイバーセキュリティ対策など、安定した医療が提供できる体制の維持を推進</p>
2 小児医療	<p>○各地域における小児医療体制の充実 ○医療的ケア児とその家族への円滑な在宅移行の支援と在宅療養生活の支援体制の充実 ■《周産期医療協議会》で検討 ■《障害者施策推進協議会》《医療的ケア児等支援協議会》で検討</p>
3 周産期医療	<p>○分娩取扱医療機関間の連携の強化 ■《周産期医療協議会》で検討 ■《障害者施策推進協議会》《医療的ケア児等支援協議会》で検討</p>
4 救急医療	<p>○地域における救急医療機関の役割を明確化 ○ドクターヘリ・ドクターカー活用等、効率的・効果的な救急搬送体制の構築 ■《高度救急業務推進協議会》で検討</p>
5 災害医療	<p>○災害拠点病院及び災害拠点病院以外の病院それぞれの役割に応じた医療提供体制の構築 ○保健医療福祉調整本部構成機関間における多職種連携の推進 ■《災害拠点病院等連絡協議会》で検討</p>
6 新興感染症発生・まん延時における医療 ※「感染症予防計画」を別冊に位置づけ	<p>○医療措置協定等による入院体制や外来体制、後方支援体制等の迅速な確保 ○保健所において積極的疫学調査等の専門的業務に注力するための体制整備 ■《京都府感染症対策連携協議会》で検討</p>
7 へき地医療	<p>○医師確保困難区域における医師の確保及び勤務環境の改善</p>
8 在宅医療	<p>○在宅医療に必要な連携を担う拠点(京都府医師会、地区医師会、京都府歯科医師会、市町村等)と在宅医療を広く担う医療機関との連携による在宅療養支援体制の充実 ○患者が望む場所での看取りに関する体制の充実 ■《高齢者サービス総合調整推進会議》等で検討</p>
9 医薬品等の安全確保と適正使用	<p>○医療提供施設間での適切な情報共有、ポリファーマシーへの対応等の能力を備えた薬剤師の養成、薬局の機能の強化</p>

第2部 各論

次期計画の構成(案)	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第3章 健康づくりから医療 介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供	
1 健康づくりの推進	
(1) 生活習慣の改善 ※「歯と口の健康づくり基本計画」を別冊に位置づけ	○多様な主体を巻き込んだ健康づくり施策を総合的に展開 ○健康に関心の薄い人も含めて、ICTの活用等、自らが無理なく健康な行動をとれるような環境づくりを推進 ○ライフコースアプローチを踏まえた健康課題への取組を推進 ■《きょうと健康長寿推進府民会議役員会》で協議
(2) 歯科口腔保健・歯科医療対策 ※「歯と口の健康づくり基本計画」を別冊に位置づけ	○生涯にわたり定期的に歯科健診を受診することを推進 ○オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上を推進 ■《歯と口の健康づくり推進協議会》で検討
(3) 母子保健対策	○ハイリスク妊産婦への支援施策(メンタルケア等)の充実 ○プレコンセプションケアを推進し、妊娠前からの適切な健康管理に向けた普及啓発
(4) 青少年期の保健対策	○青少年期から中高年齢層まで、ひきこもりの早期把握・早期支援から社会適応訓練、自立までを一体的に支援 ○教育機関等と連携し、性感染症、防煙教育、薬物乱用防止に関する啓発を実施
(5) 高齢期の健康づくり・介護予防	○介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた市町村支援 ○高齢者の社会参加と社会貢献活動への誘導を支援 ■《高齢者サービス総合調整推進会議》等で検討
2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策	
(1) がん ※「がん対策推進計画」を別冊に位置づけ	○がん予防・がん検診の強化 ○「緩和ケア」について、すべての医療従事者が診断時から治療と併せて取り組むために、更なる取組を推進 ○がん患者等の療養生活の向上を目指し、「アピアランスケア」等の支援の充実 ■《京都府がん対策推進協議会》で検討
(2) 脳卒中 ※「循環器病対策推進計画」を別冊に位置づけ	○他の疾患等に係る対策との連携 ○新型コロナウイルス感染症等新興感染症を踏まえた対策や災害等の有事を見据えた対策
(3) 心筋梗塞等の心血管疾患 ※「循環器病対策推進計画」を別冊に位置づけ	○脳卒中および心筋梗塞診療の急性期指定病院の基準の見直し ■《循環器病対策推進協議会》で検討
(4) 糖尿病	○京都府糖尿病重症化予防戦略会議及び地域戦略会議を核とした地域の実情に応じた連携体制の構築
(5) 精神疾患	○福祉サービスの整備、住居支援、家族支援など、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの充実 ○被災時の精神科医療の継続的な提供を確保 ■《保健医療計画WG(精神)》で検討
(6) 認知症 ※「認知症総合対策推進計画」を別冊に位置づけ	○認知症の本人の活動に対する支援 ○認知症の本人・家族を支える地域体制の構築 ○医療と介護の連携強化 ■《認知症総合対策推進PT 京都式オレンジプラン改定検討WG》で検討
3 様々な疾病や障害に係る対策の推進	
(1) 発達障害、高次脳機能障害対策	○発達障害の診断・診療を行う医師の確保 ○高次脳機能障害に対する医療・相談支援体制の充実 ■《障害者施策推進協議会》《発達障害者支援体制整備検討委員会》で検討
(2) 難病、小児慢性特定疾病、原爆被爆者、臓器移植等の推進、アレルギー、アスベスト	○難病への理解促進に向けた情報発信 ■《アレルギー疾患医療連絡協議会》で検討
(3) 肝炎対策	○正しい知識の普及啓発及び患者等の人権尊重 ■《京都府肝炎対策協議会》で検討
(4) 感染症対策(新興感染症を除く) ※「感染症予防計画」を別冊に位置づけ	○特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応の強化 ■《京都府感染症対策連携協議会》で検討
(5) 健康危機管理	○平時からの健康危機発生時に備えた体制整備の推進

第3部 計画の推進

次期計画の構成(案)	見直しのポイント等(記述がないものは時点修正)
第1章 計画の推進体制	
1 京都府医療審議会等	
2 地域保健医療協議会・地域医療構想調整会議	
3 府保健所等	
4 市町村	
5 医療保険者	
6 医療機関等	
7 京都府	
第2章 評価の実施	
第3章 計画に関する情報の提供	